

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 運営方針

- (1) 利用者の心身の状況や環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行います。
- (2) 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを提供できるよう計画を策定します。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類、事業者により不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を行います。
- (4) 事業を運営するにあたっては、関係市町村、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス、医療機関及び介護保険施設等と密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

2 神明・五福地域包括支援センターの概要

- (1) 事業所名 神明・五福地域包括支援センター
所在地 富山市鶴島 1907-1
事業所番号 1600100174

(2) 職員勤務体制

	人数	勤務形態	業務内容
管理者 主任介護支援 専門員	1名	常勤	事業所の管理、運営 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務
保健師	1名	常勤	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務
社会福祉士	2名	常勤	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務

(3) サービス提供時間

営業日 月曜日～金曜日

ただし、国民の祝日、休日及び12月29日～1月3日までは休業します。

営業時間 8:30～17:00

ただし、緊急の場合は時間外でも相談業務を行います。

(4) サービス提供地域

神明・五福地域

3 利用料金

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告知上の額とし、当該指定介護予防支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとします。

4 秘密保持及び個人情報の保護

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、第三者に漏らすことはありません。契約が終了した後も同様とします。

また、あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いません。

5 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

苦情の申し立てがあった場合、迅速かつ誠実に対応するよう努めます。

当方の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する相談、苦情及び介護予防サービス計画に基づく提供サービスについての相談、苦情の窓口は次のとおりです。

- (1) 神明・五福地域包括支援センター 担当者 本田 理恵子
電話 076-433-8857
- (2) それ以外にも、下記の相談窓口があります。
 - 富山市介護保険課 電話 076-443-2041
 - 富山県国民健康保険団体連合会 電話 076-431-9827
 - 富山県福祉サービス運営適正化委員会 電話 076-432-3280

6 賠償責任

指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合、その損害を賠償します。

7 緊急時の対応

指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントの提供時に利用者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

8 実習生の受け入れ

実習生等が、介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントの提供時に同行し、実習することがあります。実習生等は、事前学習を十分に行ってから実習に臨み、期間中に知り得た情報等については、プライバシーの保護に十分留意し、守秘義務を遵守いたします。

9 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援事業の提供を継続的に実施及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
なお、この措置は、令和6年3月31日までに実施します。(当該措置は令和6年3月31日までは努力義務とされています。)

10 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果を職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

11 虐待の防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生または再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対して、虐待防止のための研修を定期的実施します。

12 サービス利用に際してのお願い

- (1) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (2) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等無断で SNS 等に掲載することはご遠慮ください。
- (3) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (4) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

説明者

私は本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要な事項について説明を受け、サービス提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

利用者との関係

()